

霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの一部改正について（お知らせ）

令和3年6月1日適用



本市は、再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関する基本的かつ必要な事項を定めることにより、地域住民等の安全な生活と本市の環境の保全に寄与することを目的に、平成28年6月1日に「霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を策定しました。

このような中、国においては、2050年までに「二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すこととし、本市内においても、再生可能エネルギー発電設備の導入が更に進んでいくと予測されます。

その一方で、再生可能エネルギー発電設備の導入に伴う周辺環境への悪影響を心配する声も寄せられているほか、同設備の設置に係る災害の防止、健全な生活環境の保全、身近な自然や景観等の保護も課題となっています。

このような状況等を踏まえ、より一層、地域と調和した再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するため、次のとおり、ガイドラインの見直しを行います。



主な改正点

項目	改正点
対象となる発電設備（太陽光）	<p>【改正前】 太陽光発電設備のうち、発電出力が1,000キロワット以上のもの。ただし、発電出力が1,000キロワット未満であっても、高さが4mを超え、住宅に近接しているもの（<u>住宅の屋根上</u>に設置するものを除く。）を含むものとする。</p> <p>【改正後】 太陽光発電設備のうち、発電出力が50キロワット以上のもの（<u>建築物の屋根上</u>に設置するものを除く。）。ただし、発電出力が50キロワット未満であっても、高さが4mを超え、住宅に近接しているもの（<u>建築物の屋根上</u>に設置するものを除く。）を含むものとする。</p> <p>※太陽光以外の発電設備についての変更はありません。</p>
設置を避けるべき土地	<p>災害防止及び自然風景地の保護の観点から、設置を避けるべき土地を明記。 ◎砂防指定地◎地すべり防止区域◎急傾斜崩壊危険区域◎土砂災害（特別）警戒区域◎保安林 ◎前記のほか、災害発生の危険性が高く、開発行為を制限する必要がある土地◎国立公園内</p>
届出	<ul style="list-style-type: none"> ◎事業計画書に添付する書類を具体的に明記。 ◎周知実施報告書、運転開始届出書、発電事業権利譲渡届出書に添付する書類を明記。 ◎工事着手届出書を新たに追加。 ◎届出に関する様式の一部を変更。
協議	事業計画書を提出した事業者と関係課との協議等について追記。
撤去・処分	発電設備の撤去・処分に係る費用を積立て等により確保することを追記。
事故の対応	事故発生時の対応及び復旧・再発防止に関する内容を追記。
関連法令等	発電設備の設置に関連する法令・条例・要綱等を更新。

※事業者が設置した太陽光発電設備及び個人が設置し売電を行う10kW以上の太陽光発電設備は、償却資産として申告が必要になります。詳しくは、霧島市役所税務課固定資産税グループ（0995-64-0885）までお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞
 霧島市役所 企画部 地域政策課
 地球温暖化対策グループ
 〒899-4394
 鹿児島県霧島市国分中央三丁目4番1号
 TEL：0995-64-0952（地域政策課直通）
 FAX：0995-47-2522
 メール：t-seisaku@city-kirishima.jp